

令和6年度 新宿区自転車等駐輪対策協議会（第3回）の意見と対応

資料2

整理番号	質問・意見の種別	委員・オブザーバからの質問・意見の内容	回答（事務局の考え方）
1	実態調査の結果について	利用者アンケートの結果中、「目的地までの距離」について、主たる目的施設までは遠いところに停めているという結果がでている。この回答に関する母数や、数字の性質について教えてもらいたい。 (鈴木副会長)	「主たる目的施設」の回答の母数は、560回答あり、この回答の平均値です。また、アンケートでは、駐輪場所から目的施設までに要した「時間」を聞いており、歩行速度を1分あたり80mと想定して「距離」に換算したものです。
2	実態調査の結果について	利用者アンケートの結果中、「駐輪場を選択する理由」について、路上に駐輪している人も回答数として含まれているのか。 (鈴木副会長)	「駐輪場所」の回答の母数が963回答あり、その内の「路上に駐輪」と回答した人（179回答）が、「駐輪場を選択する理由」への回答に含まれています。
3	実態調査の結果について	「附置義務施設利用者」に対して、なぜ附置義務駐輪場を利用しないのかというニーズは、今回のアンケート調査で出てきているのか。 (鈴木副会長)	駐輪場の選択理由は聞いていますが、利用しない理由は直接的には聞いていません。
4	実態調査の結果について	現状は、附置義務で対応すべき対象としているような利用者についても、民設民営駐輪場でカバーしている状況に見受けられる。今後、どのように対応していくのか、例えば、区がさらに駐輪場をつくるべきかどうかというのは、方向性としては非常に重要な観点と思う。 (鈴木副会長)	附置義務で対象としている需要に対しては、附置義務としての設置が必要と考えます。
5	附置義務制度の見直しの方向性について	細かく分析しているが故にではあるが、遊技場、金融機関、健康増進施設はサンプル数が非常に少ない。今回の整理だけでラインを決めていいのかというのは、少し判断が難しいところかなと思うが、追加で何か調査できるような目途はあるのか。 (鈴木副会長)	今回調査できなかった駐輪場は実態として利用されていない駐輪場であると考えております。 もともと遊技場、金融機関、健康増進施設は、届出数が少ないとから、今回の調査結果を実態として捉えるべきものと考えています。
6	附置義務制度の見直しの方向性について	見直しの方向性については、大変結構であると思う。 ただ、附置義務制度のそもそも概念に「自転車の利用を発生させる」がある。 今の原単位の用途区分は大雑把すぎると感じる。 例えば店舗でも、大型店舗、売り場面積の小さい飲食店、いわゆる100均のお店やコンビニでは、自転車の利用を発生させる需要の動機と頻度が違うと思う。飲食店や金融機関も同様である。また、例えば郵便局などは、面積にかかわらず駐輪場があってもいいと思う。掘り下げて、原単位を決めていただければと思う。 (杉山委員)	今回、店舗については、統計的な手法も用いて細分化検討を行い、スーパーマーケット、スーパーマーケット以外の小売店、飲食店の3分類としました。
7	附置義務制度の見直しの方向性について	おおむね方向性のところはよいと思う。 現状の条例の背景は、全国標準であることを踏まえながら、今回の結果を積み重ねると非常に制度は上がっていくのかなと思う。 例えば、金融機関などは、昨今のキャッシュレスやモバイルバンキング等があって、たぶん来店頻度も減少しているということを鑑みると、基本的には原単位を下げる方向がよいと思う。 (長谷川委員)	新宿区の現行の原単位は昭和56年に旧建設省が作成した、いわゆる標準条例と同等の基準となっており、標準条例が作成から約40年以上経過していることから、社会情勢の変化などにより、当時から状況が異なっていることが考えられます。 そのため、今回、実態調査の結果を用いて検討し、現行の原単位よりも低い（必要台数として少なくなる方向）原単位の見直し案となっています。

整理番号	質問・意見の種別	委員・オブザーバからの質問・意見の内容	回答（事務局の考え方）
8	附置義務制度の見直しの方向性について	複合施設のページにおいて、需要が多い施設がいくつかあるが、駅に近いなど何か要因があるのか。 (鈴木副会長)	第3回協議会時点では、附置義務駐輪場内に現附置義務対象施設以外の目的利用（例えば事務所利用など）があった場合に、需要から除外できておりませんでした。そのため、複合施設（2用途以上で構成される施設）の場合、例えば店舗の需要としたものに事務所の需要分も含まれているなどすることで需要が高めにでている可能があり、複合施設としての原単位を設定し算定したほうが的確に実態を捉えられるのではないかと考えております。
9	附置義務制度の見直しの方向性について	複合施設が少しわかりにくい。既存の対象用途が2種類あったら複合となるのはわかりそうだが、対象外の用途が2つあったら複合になるのかなど、何が対象になっているのかわかりにくい。 (遠藤会長)	今回、内容を精査し、現附置義務対象施設以外の目的利用の需要も按分し直した結果、各用途の原単位の精度を上げることができたことから、前回の複合施設の考え方は必要なくなったため、取り下げます。 なお、現行の規定で、「2以上の用途で構成される施設（条例では「混合用途施設」と規定。）については、それぞれの用途の原単位で算定し、必要台数が合計20台以上となる場合は、対象となる」規定があり、見直し後も当該規定を適用します。
10	附置義務制度の見直しの方向性について	複合施設について、例えば単独で出したものと複合で出したもの場合で、面積案分で小さいほうを選ぶなど、選択肢があったほうが柔軟にできると思うので、研究してもらいたい。 (遠藤会長)	
11	附置義務制度の見直しの方向性について	複合施設について、2種類以上の対象用途があった場合でも、一律に複合施設の原単位のみで算出するという理解でよいか。 (八山委員)	
12	附置義務制度の見直しの方向性について	複合施設について、既存の原単位の対象がもう少し細かいほうがいいのではないかという質問もあったなかで、複合施設はまとめてしまって実態と違うかと思った。 それぞれの用途の原単位で算出するよりも、複合施設の原単位で計算したほうが、現状の算出よりも台数が低くなるというつながりであれば、調査結果とも整合がとれてよいと思うが、どのような見立てで考えているのか。 (八山委員)	
13	附置義務制度の見直しの方向性について	複合施設の散布図については、おおむね比例関係というところに違和感があった。可能であれば、表現を検討いただければと思う。 (八山委員)	
14	附置義務制度の見直しの方向性について	複合施設の散布図については、相関関係はほぼないのではないかという気がする。 原単位で複合施設をつくることは、細分化の話とは、逆行するような印象もある。 原単位を厳密に考えていく、それぞれが小さくなっていくのであれば、それによって面積案分するほうが小さくなることもできる。まずは、厳密に考えていくことのほうが議論として先ではいなかという感想である。 (遠藤会長)	
15	附置義務制度の見直しの方向性について	建物用途の追加として、共同住宅があるが、制度見直し後は、複合施設の用途の1つとして、共同住宅や事務所も含まれるのか。 (貝塚委員)	共同住宅や事務所に関しては、居住者などのその施設内から発生する需要であり、店舗などの需要と性質が異なることから、「2以上の用途で構成される施設」には含まれないことと考えています。

整理番号	質問・意見の種別	委員・オブザーバからの質問・意見の内容	回答（事務局の考え方）
16	附置義務制度の見直しの方向性について	<p>附置義務制度の見直しと、放置自転車等の対策も併せてやっていかなければならないと捉えた。</p> <p>原単位の見直しが、街にとっては放置自転車が増える要素にならないかと懸念した。</p> <p>今回の見直しは、受益者負担的なところは見直しながらも、行政としての意思のようなものがもう少し具体的にあってほしいと思った。</p> <p>もし、原単位を見直し、放置自転車が増えた場合に、駐輪場所をどうするのかというところを、あわせ技で、エリア全体で考えないといけないと感じた。</p> <p>方向性について、全く駄目ということではなく、あわせ技のもう1つのところが具体的にあると、より納得性の強い取り組みになると感じた。</p> <p>（島田委員）</p>	<p>既存の附置義務駐輪場の多くが利用されていない状況であり、今回の見直しでは実態として稼働している駐輪場の需要を参考に原単位を見直していることから、このことで放置が増加するとは、捉えていません。</p> <p>また、新たな大規模開発などによって、駐輪需要が増加することが想定されるのであれば、附置義務だけでなく、開発協議によって公共的な駐輪場の増設も求めていきます。</p>
17	附置義務制度の見直しの方向性について	<p>他自治体の事例も掲載しているが、ヒアリングなどできるのであれば、他自治体の取り組みの現状も追加していただきたい。</p> <p>（長谷川委員）</p>	<p>区では、昨年度、神戸市、京都市、大阪市へヒアリングを実施しており、原単位の細分化や地域特性を踏まえた制度などのうかがった内容を、今回の見直し検討の参考にしております。</p>
18	附置義務制度の見直しの方向性について	<p>現行の特例制度で1階への設置を推進しているとあったが、歩きやすいまちづくりのようなどろでいくと、少し矛盾を感じている。個人的には、1階に駐輪場が並んでいるのも景観的にどうかと思うので、いろいろな視点で検討いただければと思った。</p> <p>（長谷川委員）</p>	<p>景観の要素も重要であると考えていますが、逆に駐輪場の位置がわかりづらいことで利用がされず、結果的に路上に自転車が放置され、まちとしての景観を損ねるという、悪循環にもなりえるため、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>また、まちづくりの目標に対して、一律の基準だけでは対応が難しい場合があるため、制度の見直し案の一つに地域特性を踏まえた制度を導入することを挙げています。</p>
19	附置義務制度の見直しの方向性について	<p>住宅に対しての附置義務も必要だと思うので、ぜひ検討いただけるとよい。</p> <p>案には賛成だが、例えば、選択肢として、シェアサイクルを使ってもらうことにして、駐輪場の代わりにポートを設置してもらうなど、はりえるか。それとも、それはそれで別に、附置義務は附置義務として必要か。</p> <p>（鈴木副会長）</p>	<p>住宅へのシェアサイクルポートの設置は、居住者以外の利用があった場合、住宅に関係ない利用者が敷地内に立ち入ることになるから建物管理として建物セキュリティの関係から難しいと聞いており、今回の検討では見送りますが、引き続き研究してまいります。</p>
20	附置義務制度の見直しの方向性について	<p>管理者や管理方法の届け出について、例えば管理者が替わった場合などの変更も届け出が必要と決めるのか。</p> <p>（鈴木副会長）</p>	<p>届出の内容に変更があった場合は、変更届の提出が必要です。</p>
21	附置義務制度の見直しの方向性について	<p>管理基準の見直しなどの方向性については大変結構であるが、駅周辺の繁華街の雑居ビルなどでは、ビルに管理人がいないのが実情である。管理基準の強化に対応できるのかという危惧がある。</p> <p>（杉山委員）</p>	<p>駐輪場の管理の方法の一つとして、建物管理の1つの要素として管理人が管理されるということはあると思いますが、管理人の常駐を必ずしも求めているものではありません。</p> <p>管理人の有無にかかわらず、管理する方法を区としては把握したいため、提出書類の一つとして追加します。</p>
22	附置義務制度の見直しの方向性について	<p>原単位の基準が、面積あたりの台数となっているが、分母は"面積"以外はできない感じか。例えば、住宅だと面積よりも住戸の戸数が分母に入ったほうが実態に近づけるのではないかと思う。そちらの数字を厳密に考えていくことのほうに可能性があるのではないかという気がした。</p> <p>（遠藤会長）</p>	<p>共同住宅用途については、原単位の基準の母数を、面積ではなく、住戸数とすることで考えています。</p>